

フライト遅延保険 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、この保険は、被保険者からお申込みの手続きを行っていただくため、被保険者の方も重要事項等説明書を必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 ……保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 ……ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意ください事項です。

1 商品のしくみと補償内容

契約概要

注意喚起情報

(1) 商品のしくみ

フライト遅延保険(※)は、契約内容確認証に記載されている補償対象航空機が「出発時刻から2時間以上の遅延または4時間以上の遅延・欠航となることが航空会社から発表された」または「未発表のまま出発時刻から2時間以上の遅延または4時間以上の遅延・欠航となった」ことに伴い被保険者が費用を負担した場合に、保険金を定額でお支払いする保険です。

(※)フライト遅延保険は、費用の保険普通保険約款にフライト遅延・欠航費用特約をセットした商品の名称です。

フライト遅延保険

普通保険約款

費用の保険普通保険約款



補償に関する特約

フライト遅延・欠航費用特約



その他の特約

被保険者による手続きに関する特約(団体用)

(2) 補償内容

被保険者が搭乗を予定している契約内容確認証記載の補償対象航空機について、以下のいずれかの事象が発生し、被保険者が費用を負担した場合に保険金をお支払いします。

・出発時刻から遡って24時間以内に航空会社から2時間以上の遅延または4時間以上の遅延・欠航が発表された場合

(ただし、出発時刻から遡って24時間より前に既に発表されていた下表①または②に該当する遅延・欠航に関するそれぞれの事由が更新された場合はお支払いの対象にはなりません。)

または

・遅延・欠航の情報の発表がないまま出発時刻から2時間以上の遅延または4時間以上の遅延・欠航となった場合

お支払いする保険金＝下表のお支払いする保険金×航空券の枚数(※)

(※) 往路または復路の枚数をいいます。

保険金をお支払いする事由	お支払いする保険金
① 出発時刻から2時間以上4時間未満の出発遅延	3,000円
② 出発時刻から4時間以上の出発遅延または欠航	10,000円

(注) 乗継便を含め往路または復路の1行程において、複数の遅延または欠航が発生した場合でも、そのうち1つの遅延または欠航に対してのみ保険金をお支払いいたします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

- ① 保険契約者または被保険者の運送約款に違反する行為によって生じた損害
- ② 保険契約者、被保険者(※)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

など

(※) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

2 保険期間および保険責任開始日

契約概要

この保険は、保険契約お申込み後(※1)、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。

補償の終了は、補償対象航空機の搭乗予定日(※2)の午後12時となります。

(※1) 「被保険者による手続きに関する特約(団体用)」がセットされており、お客さま(被保険者)のお申込みをもって手続きが完了します。

(※2) 補償対象航空機が複数ある場合は、最も遅い搭乗予定日を指します。

3 引受条件(保険金額など)について

契約概要

この保険の支払上限額(保険金額)は10,000円×航空券の枚数(乗継便は除きます)です。

4 保険料のお支払いについて

契約概要

この保険の保険料は、一括払にてお支払いいただきます。
なお、保険料は団体契約者にお支払いください。

5 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。
ご契約内容は、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)から契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

6 事故が発生した場合

- ・契約内容確認証記載の補償対象航空機について、①商品の仕組みと補償内容(2)補償内容に記載の保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)から費用の発生状況を申告してください。
なお、遅延または欠航の情報を航空会社が発表し、その情報を当社が確認した場合は、保険金のお支払対象となる可能性のあるご契約のお客さまに対し、LINEヤフー株式会社よりお客さまのご登録されているメールアドレスに保険金請求手続きのご案内を通知します。
- ・保険金のお支払対象となる場合は、保険金はPayPayマネーまたは金融機関口座にてお受け取りいただけます。

7 解約返れい金および解約のお手続き

注意喚起情報

この商品の解約返れい金は、解約のお申出日によって以下のとおりとなります。

<補償対象航空機の搭乗予定日(※)を含め遡って9日以前>

保険料の全額を解約返れい金として返還します。

<補償対象航空機の搭乗予定日(※)を含め遡って8日以降>

解約返れい金はありません。

(※)補償対象航空機が複数ある場合は、最も早い搭乗予定日を指します。

ご契約を解約する場合は、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)からお手続きください。
なお、以下の場合、ご契約は失効(終了)となるため、LINEヤフー株式会社から契約失効(終了)のご案内を通知します。なお、ご案内通知が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

- ・被保険者が搭乗を予定していた航空券の予約を全ての行程においてキャンセルする場合

8 告知事項・通知事項

注意喚起情報

(1) 告知事項

ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険に告知事項はありません。

(2) 通知事項

補償対象航空機の予約内容の変更を行った場合、当社はお客さまの予約内容をLINEヤフー株式会社から取得し、保険契約の内容を変更します。

なお、保険契約の内容の変更に伴い、保険料に返還または追徴が生じる場合は、LINEヤフー株式会社から通知します。

ただし、以下の場合は補償対象航空機の変更はできません。

- ・変更後の補償対象航空機の出発時刻が変更日時より25時間以内の場合
- ・補償対象航空機の出発時刻が属する日の前日以降の場合

9 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10 クーリングオフについて

注意喚起情報

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

11 補償重複について

注意喚起情報

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

12 支払時情報交換制度

注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。
少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

- ①保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)となります。
(フライト遅延保険の保険期間は最長1年です。)
- ②1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。
- ③1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

14 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

契約概要

注意喚起情報

- (1)少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。
 - ①保険料の増額
 - ②保険金額の減額
- (2)少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1. 個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

- ①当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ②再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ③国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ④保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト(<https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/>)をご覧ください。


2. 保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約(ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室

 0120-82-1144

<受付時間>

平日9:00~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、Mysurance株式会社と直接契約されたものとなります。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)をご利用ください。

LINEヤフー株式会社より注意事項のご案内

■個人情報のお取り扱いについて

以下について同意のうえ、本契約にご加入ください。

LINEヤフーは、本保険の加入・手続きに必要なお客さま情報を、PayPay保険サービス株式会社およびMysurance株式会社に提供するものとします。

PayPay保険サービス株式会社は、本保険サービスの提供、本保険サービスおよびLINEヤフーの他サービスの品質向上のため、以下の項目をLINEヤフーに対し、また、本保険サービス提供および本保険サービスの品質向上のため、以下の項目をMysurance株式会社に対しそれぞれ提供するものとします。

- ・ユーザー識別子、姓名、住所、電話番号、生年月日、性別、メールアドレス
- ・ご加入された保険の補償内容および契約状況
- ・その他サービス提供に必要な情報等

LINEヤフーは、お客さまに関する情報を、「LINEヤフープライバシーポリシー(<https://www.lycorp.co.jp/ja/company/terms/>)」にしたがって取り扱うものいたします。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】<https://www.mysurance.co.jp>

【お問合せフォーム】<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact#/>



MYS20-001103